

ELKE

ギリシャ投資センター

投資奨励法

概要

投資奨励法（2004 年第 3299 号）の改正第 37 条（2006 年第 3522 号）
2006 年 12 月 22 日付官報 276A に掲載

投資奨励法の規定に該当する事業活動

投資奨励法は以下の事業分野に携わる企業に適用される。

- ・ 一次産業（温室、畜産業、漁業など）
- ・ 二次産業（製造業、エネルギーなど）
- ・ 三次産業
 - 観光事業（ホテル、会議場、マリーナ、テーマパーク、ゴルフ場、鉱泉の開発、タラソテラピーセンター、ヘルスツーリズムセンター、スポーツトレーニングツーリズムなど）
 - その他のサービス（応用工学研究所、商業センター、ソフトウェア開発、サプライチェーンサービス、ロジスティックセンターなど）

同法に該当する事業活動は、以下に詳述する 2 つのカテゴリーに分類される。他の奨励金に該当する適用除外例についても付記されている。

ギリシャ国内のゾーン区分

同法の適用を目的として、ギリシャを以下の 3 つのゾーンに区分する。

- ・ **ゾーン A** — アッティカ県とテッサロニキ市を含む。ただし、商工業地区（VEPE）およびゾーン B に含まれる島々を除く。
- ・ **ゾーン B** — テッサリー地方の各県（カルディツァ、ラリッサ、マグニシア、トリカラ）、南エーゲ地方の各県（キクラデス、ドデカニサ）、イオニア海諸島地方の各県（ケルキラ、レフカダ、ケファロニア、ザキンソス）、クレタ地方の各県（イラクリオ、ラシテイ、レティムノ、ハニア）、中央マケドニア地方の各県（ハルキディキ、セレス、キルクス、ペラ、イマシア、ピエリア）、西マケドニア地方の各県（グレバナ、コザニ、フロリナ、カストリア）、中央ギリシャ地方の各県（フシーオティダ、フォキダ、エビア、ビオティア、エブリタニア）を含む。
- ・ **ゾーン C** — 東マケドニア・トラキア地方の各県（カバラ、ドラマ、クサンシ、ルドピ、エブロス）、イピルス地方の各県（アルタ、プレバザ、イオアニナ、セスプロティア）、北エーゲ地方の各県（レスボス、ヒオス、サモス）、ペロポネソス地方の各県（ラコニア、メッシニア、コリンシア、アルゴリダ、アルカディア）、西ギリシャ地方の各県（アハイア、エトロアカマニア、リア）を含む。

投資ゾーンの分布図

- ゾーン A
- ゾーン B
- ゾーン C
- 工業団地

Copyright 2007 – Hellenic Center for Investment (ELKE)

提供される奨励金・措置

投資奨励法の規定に該当する投資プロジェクトに対しては、以下の奨励金および措置が利用可能となる。

- ・ **現金補助** — 投資プロジェクト費用の一部を国が補助する

および/または

- ・ **リース補助** — 新しい機器の利用を目的として結ばれるリース契約について、割賦返済金の一部を国が補助する

または

- ・ 投資によって創出される雇用の**賃金補助**

または

- ・ **課税免除** — 非分布利得に対する所得税の免除を可能にするこの措置は、投資の完了と同時に発効し、当初の 10 年間の操業に適用される。これは課税免除準備金を通じて実施される。

上記の奨励金および措置は、投資奨励法に定める諸条件にもとづいて提供される。

投資プロジェクトには、ゾーンおよびカテゴリーによって次の奨励金および措置が提供される。

投資費用に対する現金、リース、賃金の補助

投資カテゴリー	ゾーン A	ゾーン B	ゾーン C
カテゴリー 1	20%	30%	40%
カテゴリー 2	15%	25%	35%

注意：詳しくは「事業活動のカテゴリー」の項を参照。

課税免除

投資カテゴリー	ゾーン A	ゾーン B	ゾーン C
カテゴリー 1	60%	100%	100%
カテゴリー 2	50%	100%	100%

注意：詳しくは「事業活動のカテゴリー」の項を参照。

留意点

「投資に関わる雇用」とは、「投資プロジェクトの完了および生産業務の開始から 3 年以内に、投資プロジェクトを支援すべく創出された新規の雇用」と解釈される。

賃金補助は、雇用の創出時点から 2 年間の「投資に関わる雇用」の賃金支出に対して支払われる。「賃金支出」とは、「税金および加入が義務付けられている社会保険料の控除前の給与」と解釈される。

同法に示される奨励金・措置の申請基準を満たす企業は、業種の如何を問わず、補助金の受給資格がある。

欧州連合 (EU) の法律にその旨の規定がある場合、中規模の企業に対しては最大 10%までの追加補助金が支給される。

小規模・零細企業に対しては、最大 20%までの追加補助金が支給される。

奨励金の取得条件

a) 投資家自身の資本参加

現金ないしリース補助制度の適用を受ける場合、投資家自身の出資比率は補助の対象となる費用の 25%を下回ってはならない。一方、創出される雇用の賃金支出に対する課税免除または現金補助の適用を受ける場合、費用の少なくとも 25%は、自己資本と借入金とを問わず、投資家の出資で賄われるものとし、この部分に国の補助が充当されてはならない。

b) 投資プロジェクトの実施着手

同法の規定に該当する投資プロジェクトの実施は、投資計画の承認決定が官報に掲載されてから着手してもよい。予算案を修正する場合は、差額が当初の見積りの 5%を越えないものとする。同法の適用資格の判定については期限が設定されているが、条件に応じて最大 2 年まで延長しうる。

補助の対象となる費用

補助の対象となる費用は担当大臣によって承認される。対象となる費用および対象外の費用が同法中に規定されている。

補助の対象となる費用は連結純資産ベースとする。無形固定資産に対する投資やコンサルタント料も補助の対象となりうるが、投資見積額の 10%以下とする。運転費用は補助の対象外となる。

投資奨励法の申請手続きと適用

A) 同法にもとづく投資奨励金申請書の提出

投資奨励金の申請書（申請書の提出が不要な課税免除を除く）は、以下の手順で提出される。

(a) 経済財務省民間投資総局へ申請

- i) 中央マケドニア地方内で実施される総額 400 万ユーロを超えるプロジェクトへの投資、ii) それ以外の地方で実施される総額 200 万ユーロを超えるプロジェクトへの投資、iii) 投資額を問わず、特定の法令にもとづいて実施される投資。

(b) 各行政区の計画・開発局へ申請

各行政区内で実施される総額 200 万ユーロまでのプロジェクトへの投資、または中央マケドニア地方の場合は、総額 400 万ユーロまでのプロジェクトへの投資。

(c) ギリシャ投資センター(Hellenic Center for Investment—ELKE)へ申請

総額 1,500 万ユーロを超えるプロジェクトへの投資および、投資家の出資比率が 50%以上で、総額 300 万ユーロ以上の投資。

(d) 開発省産業事務総局へ申請

特定業種部門に関連して、特定法にもとづいて提出される申請。

B) 申請書の付属書類

- (a) 実現可能性調査報告書
- (b) 所定の税金の支払証明書
- (c) 各事例によって義務付けられているその他の付属書類

C) 承認手続き

各投資プロジェクトの審査手続きは、申請書の提出日から 2 ヶ月以内に所轄の官庁および諮問委員会によって実施される。承認の決定は、諮問委員会の鑑定書の発行日から 1 ヶ月以内に下され、同月中に決定の要約が官報に掲載される。所轄諮問委員会による審査は、各申請書の提出順位を厳守するものとする。

D) 補助金の支払い

同法は銀行借入金の利用について条件および制限を設けている。

(a) 現金補助の支払

補助金は以下のとおり割賦支払される。

- ・ 投資プロジェクトの 50%が完了し、所轄の監視当局がその事実、および投資プロジェクト承認の諸条件に準拠していることを確認した段階で、補助金の 50%が支払われる。
- ・ 残りの 50%は、所轄の監視当局が投資プロジェクトの完了および生産業務の開始を確認した段階で支払われる。資金は 5 ヶ月以内に引き出されるものとする。

- ・ 一時金の前渡し（補助金の一部として）も可能だが、この場合、ギリシャ国内の優良銀行が発行する、前渡し額に 10%を上乗せした額の銀行保証書を提出するものとする。

補助金は、投資家または投資プロジェクトの実施企業に短期貸付を承認した主要取引銀行に直接支払われる。

(b) リース補助の支払

補助金は、機器が設置され、その事実が確認された段階で支払われる。投資プロジェクトの承認決定書に記載されている実施期間の満了までに 50%が支払われ、残余の 50%は投資プロジェクトの完了および生産業務の開始が確認された段階で支払われる。

(c) 賃金支出に対する現金補助の支払

この補助金は、投資家による申請後 6 ヶ月毎に支払われる。

監視および管理

承認された投資プロジェクトは所轄当局によって監視され、担当所轄官庁によって組織されるチームによって各種の管理が行われる。

投資奨励法の規定にもとづく特殊事例

同国の国際競争力や雇用（提案される投資の直接的な成果として、関連会社を含め 125 名以上の正規雇用を創出する）に多大な効果をもたらす 5,000 万ユーロ以上の投資については、経済財務大臣および開発大臣ないし他の担当大臣間の合議決定にもとづき、投資家の自己資本率や補助金の認定手続き、補助金の比率や額、銀行からの借入額、リース補助の比率、賃金支出に対する現金補助や課税免除、会社株式の譲渡の条件、公社の投資プロジェクトへの出資などにつき、必要に応じ同法の適用除外を決定しうる。

さらに、同様の決定により、投資プロジェクトの対象施設用に特殊なインフラ設備を国の負担で建設しうる。

事業活動の 카테고리

投資奨励法の規定に該当する事業活動

카테고리 1

- ・ 建物の利用から発生する永続的ニーズに対応すべく、一般設計規格（GPC）で義務付けられている駐車スペースに加え、最低 40 台以上の乗用車の駐車スペースを備えた地上、地下、または水上の駐車場設備への投資。ただし、一般利用客向けに企業によって運営されるものとする。または、トラックやバス、その他の大型車両用に最低 30 台以上の駐車スペースを備えた屋内または屋根つき駐車場設備への投資。
- ・ 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、環境負荷が軽微なエネルギー源による発電設備、電気と熱を同時に発生する生産設備への投資。
- ・ アッティカ地方、テッサロニキ、ハニア県の皮革工場を、インフラが整備され利便性の高い商工業団地（IBE）へ移転する計画への投資。
- ・ 2つ星（旧 C クラス）以上の等級に属する現在営業中のホテル（完成型）または営業を休止してからの期間が 5 年以下のホテルの近代化に関わる投資。ただし、営業休止期間中に建物の用途に変更が加えられていないこと、営業を休止した時点で同ホテルが 2つ星（旧 C クラス）以上の等級に属していたことが条件となる。
- ・ 歴史的または目録に記載された建造物内に位置する、2つ星（旧 C クラス）未満の等級に属する現在営業中のホテル（完成型）の近代化に関わる投資。ただし、近代化によって同ホテルが 2つ星（旧 C クラス）以上にグレードアップすることが条件となる。営業を休止してからの期間が 5 年以下のホテルの近代化に関わる投資。ただし、営業休止期間中に建物の用途に変更が加えられていないこと、この近代化によって同ホテルが 2つ星（旧 C クラス）以上にグレードアップすることが条件となる。
- ・ 2つ星（旧 C クラス）以上の等級に属する既存のホテルに、サービスの拡充を目的として、プールやジムなどの新しい共用スペースや設備を追加する近代化への投資。
- ・ 歴史的または目録に記載された建造物を 2つ星（旧 C クラス）以上の等級に属するホテルに改築する計画への投資。
- ・ C クラス以上の等級に属する現在営業中のキャンプ場（完成型）の近代化。
- ・ 会議場の建設、拡張、近代化。
- ・ スキーリゾートの建設、拡張、近代化。
- ・ 温泉施設の開発、建設、拡張、近代化。
- ・ 個人または法人によって運営されるマリーナの建設、拡張、近代化。
- ・ ゴルフ場の建設、拡張、近代化。
- ・ タラソテラピーセンターの建設、拡張、近代化。

- ・ヘルスツーリズムセンターの建設、拡張、近代化。
- ・大臣間の合議決定にもとづき、営利企業と輸送会社の合併で設立される商業ステーションやロジスティックセンターへの投資プロジェクト。
- ・大臣間の合議決定にもとづき、運送会社が倉庫や梱包、規格化、トラック専用駐車場に関連して行う投資プロジェクト。
- ・サプライチェーン業務の提供を目的とした投資プロジェクト。
- ・各地方や自治体レベルで個人や企業のアクセスを確保する、商用ブロードバンドネットワーク基盤の構築や同種の設備に関わる投資プロジェクト。
- ・ブロードバンド基盤に依存した革新的なブロードバンド通信の提供に関わる投資プロジェクト。
- ・ソフトウェア開発に関わる投資プロジェクト。
- ・応用工学、エネルギー、鉱工業、農業、畜産業、林業、漁業の研究施設（ラボ）の設立に関わる投資プロジェクト。技術開発および産業計画に関わる投資プロジェクト。
- ・ハイテクサービスの提供に関わる投資プロジェクト。
- ・ハイテク製品や品質の認証、品質管理、検定に関連したサービスを提供する研究施設（ラボ）の設立に関わる投資プロジェクト。
- ・経済財務大臣と海運大臣間の合議決定にもとづき、旅客および商品を孤島や遠隔の僻地へ運ぶ輸送手段開発企業への投資プロジェクト。
- ・環境保護、地上、地下、水質、大気汚染の削減、自然環境の回復、生活水のリサイクル、海水や半塩水の淡水化に関わる投資プロジェクト。
- ・再生可能なエネルギー資源の開発、ガス燃料や地域産業からの処理廃棄物、再生可能なエネルギー資源による液体燃料や電力の代用、廃熱の再利用、発電・発熱施設に関わる投資プロジェクト。
- ・エネルギーの節減に関わる投資プロジェクト。ただし、エネルギーの生産設備ではなく、エネルギーの利用を少なくとも10%削減するユニットの設置、移動、運転に関わる投資とする。
- ・ハイテク製品やサービスの開発に関わる投資プロジェクト。
- ・応用工学や鉱工業、エネルギー研究の研究施設（ラボ）の設立、拡張、近代化に関わる投資プロジェクト。
- ・環境にやさしい技術の生産工程への導入に関わる投資プロジェクト。
- ・革新的な製品やサービスの創出および生産工程への導入、試作品やサービスの商品化に関わる投資プロジェクト。
- ・製品やサービスの品質向上を目的とした投資プロジェクト。
- ・工業製品やサプライチェーンの近代化に関連した近代オートメーションシステムの導入設置や貯蔵設備のコンピュータ化への投資プロジェクト。これには、設立や拡張、開発に必要なソフトウェアも含まれる。

- 原材料や素材がギリシャ国内で使い尽くされたパッケージ製品その他の代替管理用工業製品や美術・工芸品の確立または拡張に関わる投資プロジェクト。
- 設立から 5 年を経た企業による長期（2～5 年）投資プロジェクトで、以下のいずれかを目的とし、費用総額が 300 万ユーロ以上の加工ないし採掘プロジェクト、または 1,500 万ユーロ以上のソフトウェア開発プロジェクトの実施に関わる投資。これには技術、管理、組織、業務の近代化や開発、および従業員の研修トレーニング活動が含まれる。
 1. グローバル市場における競争力の強化。
 2. 知名度の高い製品やサービスの開発および宣伝販促。
 3. 製品やその付属品、サービスの一貫した生産システムの開発または垂直化。
 4. 既存の製品やサービスとは大きく異なる製品やサービスの開発。
 5. 海外で行われている生産または研究活動のギリシャ国内への移転。
 6. 既存の製品やサービスとは大きく異なる製品やサービスの開発を目的とし、異業種間の協力を通じて実施される製品やサービスの開発。

カテゴリー 2

- ・ 工業鉱物や不活性材料の採掘に関わる投資プロジェクト。
- ・ 地方の法律にもとづいて設立された農協や農工業協同組合、生産者組合、生産者協会による農産物の播種、栽培、収穫の機械化に関わる投資プロジェクト。
- ・ 農産物や畜産物、海産物、養殖魚の規格化、梱包、保存に関わる投資プロジェクト（代替プロセスから生じたものを除く）。
- ・ 各種の温室やバイオ農業、家畜の品種改良（畜舎や同等設備）に従事する農業・畜産関連企業や、近代技術を利用している漁業関連（水産養殖）企業への投資プロジェクト。
- ・ 工業鉱物の採掘、加工処理、利用全般に関わる投資プロジェクト。大理石の採石や利用に関わる投資プロジェクト。これには切削・製造機器も含まれる。
- ・ 鉱物に関わる投資プロジェクト。
- ・ 去勢プロセスに関わる投資プロジェクト。これについては投資奨励法により、大臣間の合議決定が必要とされる。
- ・ 温水または水蒸気状のエネルギー生産に関わる投資プロジェクト。
- ・ 海水または半塩水の淡水化、および飲用水の生産に関わる投資プロジェクト。
- ・ 地理的表示保護（PGI）製品や原産地名保護（PDO）製品の製造および規格化に関わる投資プロジェクト。ただし、こうした製品は歴史的建造物や目録に記載された石造またはレンガ造りの建物内に位置する企業によって製造されるものとし、投資奨励法の適用申請には大臣間の合議決定が必要となる。
- ・ 体系的な観光事業で構成され、観光アトラクションの差別化や拡大に貢献し、宿泊、飲食、レクリエーション、社会医療などの基盤やサービスを提供するテーマパークの建設、拡張、近代化。
- ・ 同国の観光開発に必要な高速道路の建設、拡張、近代化。
- ・ 都市計画にもとづいて決定される美術・工芸・産業ゾーンや社会文化活動地域内に位置し、一級または二級地方公営企業が運営する美術工芸品センターや付帯建物、中央市場、食肉処理場の建設および利用に関わる投資プロジェクト。または、社会文化活動地域内の古い工業団地や付帯設備、展示場、中央市場、食肉処理場の改築や改造に関わる投資プロジェクト。
- ・ 液体燃料や液化ガスの製造、倉庫の建設、液体燃料および液化ガスを島へ輸送するための設備の供給に関わる投資プロジェクト。
- ・ 同法（1992年第2072号）第10条に規定される治療・リハビリセンターの設立に関わる投資プロジェクト、および特殊なニーズを抱える人々への住居や自立支援に関わる投資プロジェクト。
- ・ 3つ星（旧Bクラス）以上のホテルの建設または拡張に関わる投資プロジェクト。